

令和8年度議長選挙実施要領

議長の定員 1 名に対し、立候補者が定員と同数の 1 名であるため、以下の手続きに従う
信任投票により議長を選出する。

1. 候補者が演説を行う。
2. 演説の後、質疑応答を行う。
3. 信任投票を行う。
4. 選挙人の過半数の信任により、候補者を当選人とし、議長として選出する。
5. 選挙人の過半数の信任のないとき、第 1 回本会議を休会とし、再度議長の立候補を募る。

投票用紙の所定の欄にバツ印以外を記入したもの及び所定の欄外に何らかの記入がなされたものは無効票とする。丸印を記入したものは無効票となることに注意されたい。

令和8年度副議長選挙実施要領

副議長の定員2名に対し、立候補者が定員を超過する3名であるため、以下の手続きに従
い副議長を選出する。

1. 各候補者が演説を行う。
2. 全ての候補者の演説の後、質疑応答を行う。
3. 選挙人 1 人につき 1 枚の投票用紙を用いて、候補者 2 名に投票する。
4. 投票において選挙人の過半数の得票者がいる場合、その候補者を当選人とし、副議長として選出する。
5. 当選人が 2 名に満たない場合、当選人を除く上位得票者 2 名につき決選投票を行い、得票数が多い者 1 名を当選人とし、副議長として選出する。
6. 5 の手続きによっても当選人が 2 名に満たない場合、当選人を除く 2 名につき決選投票を行い、得票数が多い者 1 名を当選人とし、副議長として選出する。

投票用紙の所定の欄に丸印以外を記入したもの、候補者 3 名につき丸印を記入したもの
及び所定の欄外に何らかの記入がなされたものは無効票とする。